

清瀬運動場(R06)正門側フェンス等更新工事

特 記 仕 様 書

令和6年度

東京都職員共済組合

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.1 工事件名

..... 清瀬運動場(R06)正門側フェンス等更新工事

1.2 工事場所

..... 清瀬市竹丘三丁目10番5号

1.3 敷地面積

..... m²

1.4 工事規模

建物名称				
構造規模				
計画通知等提出時 構造計算ルート	・ 1 ・ 2 ・ 3	・ 1 ・ 2 ・ 3	・ 1 ・ 2 ・ 3	
建築面積	m ²	m ²	m ²	
各 階 床 面 積				
	計	m ²	m ²	m ²
	合計			m ²
その他				

1.5 工期

..... 日間 (令和 7年 3月 31日まで)

..... 概成工期 日間 (令和 年 月 日まで)

1.6 備考

(1) 本工事は、「HTT ゼロエミッションアドバンス工事」であり、受注者が工事着手前に発注者に対して低炭素化等に取り組む旨を協議した上で工事を実施する。詳細は、「HTT ゼロエミッションアドバンス工事

実施要領」を参照する。なお、「HTTゼロエミッションアドバンス工事実施要領」は、東京都財務局建築保全部のホームページから入手できる。

<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku>

(2) 週休2日促進(交替制)工事の適用については以下による

- ・ 本工事は、週休2日を促進することを目的とし、発注者が週休2日に取り組むことを指定する、「週休2日促進工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は「財務局「週休2日促進工事」実施要領」を参照すること。
なお、「財務局「週休2日促進工事」実施要領」は、東京都財務局建築保全ホームページから入手できる。<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/eizen/syu2sokushin.pdf>
- ・ 本工事は、週休2日を促進することを目的とし、受注者が技術者及び技能労働者の休日を任意に設定し、発注者が週休2日に取り組むことを指定する、「週休2日交替制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」を参照すること。
なお、「財務局「週休2日交替制工事」実施要領」は、東京都財務局建築保全ホームページから入手できる。<https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/eizen/syu2koutai.pdf>

第2章 一般事項

東京都では、環境マネジメントシステムを運営し、東京都の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

環境マネジメントシステムについては、東京都環境局ホームページを参照する。

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都建築工事標準仕様書」「令和5年版 東京都電気設備工事標準仕様書」「令和5年版 東京都機械設備工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事の特殊な施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合に関する調査(工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合等を確認するための調査をいう。)を行うので、発注者が求めたときには、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は発注者の指示による。

2.4 成績評定について

本工事は、東京都工事成績評定要綱（平成 14 年 3 月 26 日付 13 財営技第 167 号）に基づく工事成績評定について、次による。

- ・対象
- 対象外

2.5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2.6 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し、提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.7 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

2.8 設計変更等

設計変更等については、工事請負契約書第 17 条から 23 条までに記載しているところであるが、具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）によることとする。

「工事請負契約設計変更ガイドライン（建築工事編）」（東京都）については、東京都財務局ホームページを参照する。

第 3 章 支払

3.1 部分払

- (1) 工事請負契約書第 38 条に定める部分払の方法は、次による。
 - ・ 段階別部分払 （支払回数は、 回以内とする。）

- ・ 特例工事部分払 (支払回数は、 回以内とする。)

○ 部分払については、行わない。

(2) それぞれの運用については、次による。

段階別部分払

ア 請求時期及び出来形

(ア) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。

(イ) 請求時期における出来形は、認定に適するものとし、その内容は別紙「工種別出来形及び認定率表」のとおり

イ 出来高率表の提出

受注者は、請求回数ごとの出来形に対応する出来高率を、発注者の示す工種別構成率と工種別出来形及び認定率表とにより算出し、段階別部分払出来高率表を作成の上、第1回部分払請求時に提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

特例工事部分払

ア 請求時期

請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。

イ 出来高率表の提出

受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来高とにより出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

3.2 一部しゅん功払

(1) 工事請負契約書第 39 条に規定する指定部分に係る工事が一部しゅん功し、検査に合格したときは、指定部分に相応する契約代金を支払う。指定部分の出来高割合は.....%を支払う。

(2) 指定部分の内容

.....
.....
.....

(3) 請求金額の算定

前金払、部分払が行われている場合は、当該部分に相当する支払い済額を除く。

工種別出来形及び認定率表

工種別	出来形の内容	認定率 (%)	備 考
1 積上げによる 仮設工事	それぞれの細目ごとに出来高を算出する。	—	
2 土工事	根切り及び地業完了時	80	
3 地業工事	(イ) 杭頭処理完了、報告書確認時	100	
	(ロ) 打設完了、杭頭処理未完、報告書確認	95	
4 鉄筋コンクリ ート工事	○階コンクリート打完了時 (注) 階数で区分して出来形を定め、打設後、 所要の強度が確認できるとき。	95	
5 鉄骨工事	組立て、本締完了時	95	
6 組積工事	完了時	95	
7 防水工事	屋外など外部防水完了時	95	
8 金属建具工事	外部建具取付け完了時	85	付属金物取付け及び 調整は未完でも可
9 ガラス工事	外部ガラス取付け完了時	90	
10 その他の工事	各工種別工事完了時	95	
率共通仮設費及び 諸経費	全直接工事費の出来高率に相当する率とする。	—	
建物ほぼ完了時	内外清掃、手直し残し程度	95	建物の構成率の95%

(注) 完了時とは、概成の時期（ほぼ完了時）とする。

第4章 施工区分

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

○受注者の負担とする。(詳細は設計説明書の通り)

・発注者の支給とする。

(1) 電気料

ア 本受電後は、次表による(新築工事)。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事		○	○
機 械	空調設備工事		○
	給水衛生設備 工事		○
その他			○

イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料金を含む。

(2) 水道料

本管接続後は、次表による。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			○
電気設備工事			○
機 械	空調設備工事		○
	給水衛生設備 工事	○	○
その他			○